

手続き忘れにご注意ください！！

特定生産緑地の手続き期限が近づいてきました

「特定生産緑地」の指定手続きについて、下表のとおり、手続き期限が近づいてまいりましたので、引き続き営農を継続する場合は、「特定生産緑地」の指定について今一度ご検討ください。

～生産緑地をお持ちのすべての方が対象です～
特定生産緑地に指定するためには、各種手続きが必要です

◎指定手続きの期限

当初指定日	指定から30年が経過する日	受付期限
平成4年（1992年） 8月18日	令和4年（2022年） 8月18日	令和3年（2021年） 9月30日まで
平成4年（1992年） 11月30日	令和4年（2022年） 11月30日	
平成5年（1993年） 12月6日	令和5年（2023年） 12月6日	令和4年（2022年） 9月30日まで

※生産緑地の当初指定日が分からない場合は、下記連絡先までお問合せください

※当初指定から30年が経過する日以降は、「特定生産緑地」の指定はできません

※土地の相続手続きが行われていないと指定の支障となる可能性がありますので、

お早めにご検討いただき、手続きをお願いいたします

◎提出書類

- ①特定生産緑地指定同意書 ②土地登記簿謄本 ③公図 ④印鑑登録証明書 ⑤位置図 ⑥現況写真
⑦委任状※手続き代行の場合のみ

提出書類の詳細は、裏面の「提出書類チェックリスト」をご確認ください

◎提出先

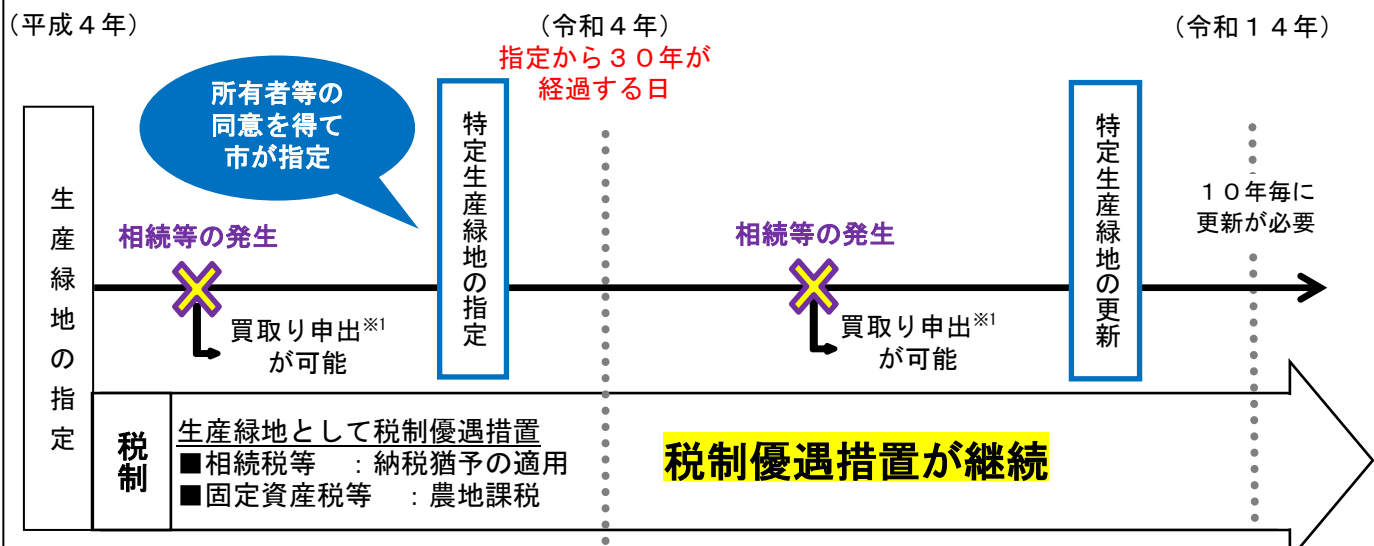
高槻市役所 本館6階 都市創造部 都市づくり推進課窓口

(執務時間 8:45～17:15 ※土・日・祝日及び12月29日～1月3日を除く)

窓口に来られる際は、混雑防止のため、事前に電話予約願います

連絡先：072-674-7552

特定生産緑地へ指定する場合



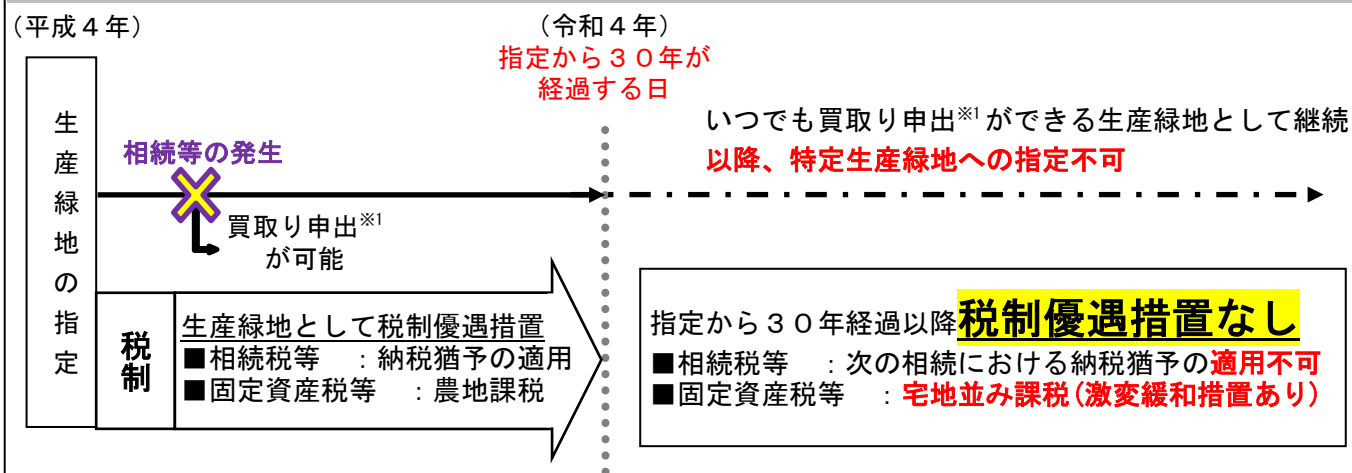
○固定資産税等は、引き続き農地課税です

○次の相続において、納税猶予の適用ができません

○生産緑地の指定から30年が経過する日までに所有者等の同意を受けて市が指定

○買取り申出^{※1}の要件は従来通りです
主たる従事者等の死亡又は営農が不可能となる身体的故障の場合にのみ買取り申出^{※1}が可能です。

特定生産緑地へ指定しない場合



○固定資産税等の負担が増加します
段階的に増加し、5年後にはほぼ宅地並み課税の税額まで上昇します。

○次の相続において、納税猶予の適用ができません
※現世代の納税猶予は次の相続まで継続

○申出基準日以降は、特定生産緑地に指定することはできません

○いつでも買取り申出^{※1}ができます
指定から30年が経過したことを理由に買取り申出^{※1}が可能です。

※1 買取り申出とは、一定の要件を満たした生産緑地について、市に公共施設用地として買取りを求める制度です。この申出に対して、市は買取るか否かを判断し、併せて農家の方へのあっせんも行いますが、最終的に買取り手が出ない場合は、買取り申出をした日から3ヶ月の経過をもって、各種制限が解除されます。

◎生産緑地と税制のまとめ

区 分	生産緑地以外の 市街化区域内農地	生産緑地	
		30年経過後 非特定生産緑地	30年まで 又は 特定生産緑地
固定資産 税の課税	<p>宅地並み評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 宅地評価額－造成費相当額 <p>宅地並み課税</p> <ul style="list-style-type: none"> 課税額=評価額×1/3×1.4% 	<p>宅地並み評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 宅地評価額－造成費相当額 <p>宅地並み課税</p> <ul style="list-style-type: none"> 課税額=評価額×1/3×1.4% 5年間激変緩和措置 	<p>農地評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 売買事例価格による評価 <p>農地課税</p> <ul style="list-style-type: none"> 課税額=評価額×1.4%
相続税の 納税猶予	<p>納税猶予なし</p>	<p>納税猶予なし</p> <ul style="list-style-type: none"> 現世代の納税猶予のみ 終身営農で免除 (現世代に限り、貸借^{※2}でも納税猶予継続) 	<p>納税猶予あり</p> <ul style="list-style-type: none"> 終身営農で免除 貸借^{※2}でも納税猶予継続
都市計画 制限	<p>特になし</p>	<p>買取り申出可能</p> <p>建築制限あり</p>	<p>30年間 (特定生産緑地は10年)</p> <p>建築制限あり</p>

※2 都市農地の貸借の円滑化に関する法律、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律に基づく貸借に限る

問い合わせ先

◎生産緑地制度に関すること

高槻市 都市創造部 都市づくり推進課

TEL:072-674-7552

◎固定資産税に関すること

高槻市 総務部 資産税課

TEL:072-674-7142

◎生産緑地の貸借に関すること

高槻市 街にぎわい部 農林緑政課

TEL:072-674-7402

◎相続税等の納税猶予に関すること

茨木税務署 (資産課税第一部門)

TEL:072-623-1131 (代)

※相談は事前予約制

提出書類チェックリスト

□	①特定生産緑地指定同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1筆につき1部の提出が必要です ・ 農地等利害関係人全員の同意が必要です ・ 農地等利害関係人は、生産緑地について所有権、対抗要件を備えた地上権、賃借権、永小作権、先取特権、質権、抵当権等を有する方になります <p>※相続税及び贈与税の納税猶予の適用によって、税務署長が抵当権者となっている場合は、記載不要です</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実印を押印してください
□	②土地登記簿謄本 ※原本 (全部事項証明)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1筆につき1部の提出が必要です ・ 法務局の印影のあるもので、3ヶ月以内に交付されたものを提出してください
□	③公図 ※原本 (②の地番が記載されたもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1部の提出が必要です <p>※複数の筆について同意する場合、1枚の公図に全ての地番が記載されていれば1部で結構です</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法務局の印影のあるもので、3ヶ月以内に交付されたものを提出してください ・ 生産緑地の区域を着色してください
□	④印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①に押印した農地等利害関係人全員分が必要です ・ 法人の場合は、印鑑登録証明書と資格証明で3ヶ月以内に交付されたものを提出してください ・ <u>土地登記簿謄本の住所と一致していない場合は、経過が分かる書類が必要となります</u> <p>(例) 住居表示証明、住民票、戸籍の附票など</p>
□	⑤位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産緑地の位置と周辺状況が分かるものが必要です <p>(例) 住宅地図等に生産緑地の場所を着色したもの</p>
□	⑥現況写真	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年以内の営農状況が分かるものが必要です
□	⑦委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手続き委任する場合のみ必要です

※生産緑地の状況により、その他追加書類が必要となる場合があります。

ご不明な点がございましたら都市づくり推進課(072-674-7552)までご連絡ください。